

# 令和6年度男女共同参画推進事業者等表彰

山梨県では男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者や様々な分野でチャレンジしている女性等を表彰しています。

## 県民表彰

### ◆対象

地域等において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいて、その活動が他の模範であると認められる個人。

### ◆選考の観点

男女共同参画推進リーダーや市町村推進委員等、また関係団体の役員として、10年以上男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる。

## 事業者表彰

### ◆対象

営利、非営利を問わず、県内で人を雇用して事業を行う個人又は法人、団体等（法人格を有しないものを含む）であり、次に掲げるいずれかの取組に成果が見られ、他の模範となる事業者。



### ◆選考の観点

#### ①女性の採用・登用や職域拡大のための積極的な取組を行っている。

例 \* 女性の管理職が増加している、又は、女性管理職への登用について実績がある。  
\* 雇用する労働者が100人以下の事業者の場合は、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定した上で、積極的な取組を行っている。

#### ②女性活躍のための取組を行っている。

例 \* 女性によるプロジェクトチーム等を設置、または女性社員間のネットワークづくりのための取組をしている。  
\* 女性のキャリアアップ研修等を実施、または外部研修等へ参加している。  
\* 女性のキャリアアップの資格取得のための補助を行っている。

#### ③男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた積極的な取組を行っている。

例 \* 育児・介護休業法を上回る処遇を行うなどの制度を持ち、制度が活用されている。  
\* 雇用する労働者が100人以下の事業者の場合は、次世代法に基づく「一般事業主行動計画」を策定した上で、積極的な取組を行っている。  
\* パワーハラスメント、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントについて、積極的な対策を講じている。

#### ④他の模範となる男女共同参画の推進に資する独自の・先駆的な取組を行っている。

例 \* 男女共同参画の推進に資する独自の制度を持ち又は取組を行い、顕著な成果を上げている。  
\* 国や県の企業の各種認定制度の認定等を受けている。

#### ⑤家族従事者の役割を適正に評価するとともに、経営や生産に関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進している。

例 \* 家族経営協定を締結している。

## 団体等表彰

### ◆対象

地域や教育の場において、5年以上男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいて、その活動が他の模範となる団体や学校等。

### ◆選考の観点

団体・グループや学校などを対象として、地域や教育の現場において男女共同参画の推進に取り組んでいる。

例 \*学校など教育現場における紙芝居や寸劇などによる普及啓発活動。



## 女性のチャレンジ表彰

### ◆対象

政策・方針決定に参画し主導的立場を担っていくことを目指すチャレンジ、新たな分野に活躍の場を広げるチャレンジ、出産・育児後等の再チャレンジを行い、活動期間が5年以上の女性個人や団体等。

### ◆選考の観点

#### ①ロールモデル性

そのチャレンジを見た女性自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであること。

#### ②アピール性

地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、顕著な活動をしていること。  
女性が活躍する社会づくりに寄与している好事例として県民に訴えかけるものであること。

#### ③先駆性

新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど先駆的な活動をしていること。  
従来女性の参加が少なかった、あるいはなかった分野へのチャレンジであること。

#### ④将来性

今後も活動が継続し、活躍していくことが期待できるものであること。

例 \*企業勤務で得た知識や経験を活かした製品の開発や事業化  
\*農林水産物の特産品を開発し、道の駅などで販売  
\*育児や介護経験等を活かした支援活動

### ●書類の提出方法

県HPからダウンロードした推薦書（商工団体等による推薦。事業者表彰は自己推薦ができる。）、様式に必要事項を記入し、その他関連資料等を添えて、男女共同参画・共生社会推進統括官あて郵送でお送りください。詳細は男女共同参画・共生社会推進統括官HPに掲載されています。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/8663028141003.html>

#### ●募集期限

令和6年3月29日（金）

#### ●選考方法

書類審査の後、選考委員会に諮り選考を行います。

#### ●表彰式

山梨県男女共同参画推進月間(6月)中に実施する予定です。

山梨県男女共同参画推進事業者等表彰

検索



#### 【 応募先・問い合わせ先 】

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

電話:055-223-1358 FAX:055-223-1320

E-mail: danjo-kyosei@pref.yamanashi.lg.jp